

引き続き お知らせ

障害者自立支援法に基づく
サービスなどを利用するに
は、新たに申請が必要です

4月から障害者自立支援法
が施行されたことに伴い、こ
の法律に基づくサービスなど
を利用するには、今まで受け
ていた方も新たに利用申請を
する必要があります。
まだ利用申請をしていない
方は、至急申請の手続きをし
てください。

■対象者

○身体障害者、知的障害者、
精神障害者、障害児でホー
ムヘルサービス、短期入
所、デイサービスなどの居
宅サービスを受けている方

○身体障害者、精神障害者で
更生医療、精神障害者通院
公費を受給している方

○身体障害者、知的障害者で
障害者福祉施設に入所・通
所している方（作業所の利
用者を除きます）

■問合せ

○市庁舎別館社会福祉課
障害者福祉係

（内線2326）

○東予総合支所福祉課

社会福祉係（内線131）
○丹原総合支所福祉課
社会福祉・援護係

（内線212）

○小松総合支所福祉課
社会福祉・援護係

（内線124）

障害者等の自動車税を
減免します

障害のある方の社会参加を
積極的に支援するため、自動
車税の減免を行います。

■使用目的

障害者が運転する場合
目的は特に問いません。

障害者と生計を共にする方が
運転する場合

障害者の通学や通院などの
ため、3カ月以上（月4回以
上）にわたり使用する場合。
障害者のみで構成される世帯
の方を常時介護している方が
運転する場合

障害者のために週3回以上
使用する場合。

■対象となる障害の程度

右下の表をご覧ください。
■対象となる自動車・二輪車
4月1日現在で障害者が所
有する車（1人1台）。

※障害者が18歳未満、知的ま
たは精神障害者の場合は、
その方と生計を共にする方

自動車税が減免される障害者の障害程度

区 分		障害の程度	
		本人の運転	家族等の運転
視覚障害	身体障害者	1～4級	
	戦傷病者	特別～4項症	
聴覚障害	身体障害者	2・3級	
	戦傷病者	特別～4項症	
平衡機能障害	身体障害者	3級	
	戦傷病者	特別～4項症	
上肢不自由	身体障害者	1・2級	
	戦傷病者	特別～3項症	
下肢不自由	身体障害者	1～6級	1～3級
	戦傷病者	特別～6項症 1～3款症	特別～3項症
体幹機能障害	身体障害者	1～3級、5級	1～3級
	戦傷病者	特別～6項症 1～3款症	特別～4項症
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障害	身体障害者	1・2級	
	戦傷病者	1～6級	1～3級
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう 直腸・小腸・免疫機能障害	身体障害者	1～3級	
	戦傷病者	特別～3項症	
音声機能障害	身体障害者	3級（無喉頭）	
	戦傷病者	特別～2項症（無喉頭）	
知的障害 精神障害	療育手帳		A級
	保健福祉手帳		1級

が所有する車を含みます。

■申請期限 5月24日(水)

■申請場所

西条地方局税務課
TEL0897-56-1300

■問合せ

○市庁舎別館社会福祉課
障害者福祉係

（内線2325）

○東予総合支所福祉課
社会福祉係（内線131）

○丹原総合支所福祉課
社会福祉・援護係

（内線210）

○小松総合支所福祉課
社会福祉・援護係

（内線124）

■納税課からのお知らせ

軽自動車税の減免申請は、
5月からの受付となります。
障害者用に改造した車も一
部を除き、減免の対象となり
ます。

詳しくは市庁舎本館納税課
納税管理係（内線2283）
へお問い合わせください。

介護支援専門員の資格をお持ちの方へ

介護支援専門員の登録制度が新しくなります

介護保険法の改正に伴い、平成18年度から介護支援専門員の登録制度が新しくなります。

介護支援専門員の資格をお持ちの方は、事前登録票の提出が必要となりましたので、手続
きを行ってください。手続き方法など詳しくは、愛媛県のホームページをご覧ください。か、
下記の担当課へお問い合わせください。

■問合せ 愛媛県長寿介護課 TEL089-912-2432 URL <http://www.pref.ehime.jp/>
市庁舎別館高齢介護課 介護認定給付係 内線2349



愛媛県ホームページの検索方法
トップページの「キーワード
検索」から、「ケアマネ登録」
と入力して検索してください。